百々裏話（49）

おもてあきら

【観世新九郎家伝書の中から（その二）】

○観世信光伝書「声ツカウ事」

新九郎家が観世小次郎信光を血脈の先祖と考えていたことは、前回紹介文書からも知られ、新九郎家五代目の家元で『四座役者目録』の編者である観世元信が、自己の署名に「自小次郎権守信光五代」と肩書している事にも現れている。事実血統をひいている上に信光の直系たる観世弥次郎長俊の家が、長俊の子小次郎元頼の後嗣が早世したため絶家となり、元頼の歿後に新九郎家が元頼所持の文書を引き継ぐようになった事が重なって、新九郎家こそ信光の直系と主張したらしい。

その元頼から伝来した書物の一つかと思われるものに、左の信光伝書がある。未装の巻子一巻というよりは一通と数えたい小巻で、包紙に後人が「信光筆」と記している。初め調査した時には信光よりやや後代の筆写のように感じたので、雑誌『観世』（本年二月号）に紹介した際にも「室町末期の転写らしい」と書いたが、本稿執筆にあたり、『大日本史料』（九の六）所収の、永正八年二月廿二日信光自筆「虎送曲舞」の写真と比較した所、筆跡がよく似ており、署名の「信光」など酷似している。曲舞は平仮名、本書は片仮名が主であるため、同筆と断定はできないが、信光自筆伝書である可能性はかなり高いように思われる。よってその全文を翻印しておこう。

（濁点は原本ほとんど無し）

声ツカウ事

御草子ノレウシアマリ候程ニ申候。御声ヲバヒキヽテウシニテ夜モヒルモ御ツカイアルベク候。アナガチアカツキニカギラズ、御ヒマ〳〵ニ御声ヲ御ツカイ候テ、先ヾフキ物ノテウシヨハナニカケテ、サテギンジスマシテ、フクチウエテウシヨクヲサメテ、サテイキヨウチエヒキ入テ、其後ウタヰ出シ候ヘバ、コワサキテウシニノリテヨキ物ニテ候。モジヲバ口ビルニテサバキテ、イキヲバツヨク出シテ、ジヲバチイサク、モジヨクヾ〳〵サバキテ、ウタイヲスグニ御ウタヰアルベク候。モジニモイキニモ口ヒルニテモアツカワレヌフシヨバ、カホノフリヤウニテアイシラウ事候。コレハスコシ上ノ事ニテ候。サリナガラカヤウノ事アルトシロシメシ候テ、ウタヰヨクヾ〳〵御ウタイ候ベク候。アフギビヤウシワ、サノミタカクハウタヌ事ニテ候。アフギサキヲ貴人ノ御ザアルカタエナサヌ事ニテ候。左ノヒザヲタテヽミギノヒザヲツキテ、右ノテニアウギヲ持テ、アフギヲワガヒダリノヒザノキハニヲキテ、カシマシカラヌヤウニヒヤウシヲ打物ニテ候。マタ人ノウタイニもじナカラハツケヌ事ニテ候。タトエバ、松ガネノ　ト上ウタウ哥井ニ、まつ　とイヽ出シタルニ　ガネ　トツクル事、コレ、モジナカラトテ、ツケヌ事ニテ候。松がねノ　ト出し候ハヾ、いわまをツタウ　ト申ヨリツケ候。たヾ一く〳〵ト申テ候ホドニ、松がねノイワマヲツタウコケムシロ　ト一くウタハセテ、返スもじよりツクルカ、シカラズハ二ノ句よりツクルか。月ハ山かぜぞ時雨ににほの海トアルニ、月ハ　山　とツクル事ヲキライ候。月ハ山　とうたいイダサバ、風ぞ時雨ニからツクル物にて候。又、何のうたひも、くせまいの上ハヲシテノ申タラバ、其ニノ句よりツクル事ニテ候。又、くせマイスギテ、ロンギワ、声がイデ候ハズ共ステヌ事ニテ候。□□□事ヨクヾ〳〵御ヲボエ候テヲカレ候ベク候。返ヾ、もじウツリカロ〳〵ト候テ、シカモユル〳〵トアルガヨク候。モジノフトク大ナルヲバキライ候。又、大ニ申サデかなわぬ所もアル（ママ）べ候へ共、ノビ〳〵ト、スル〳〵ト、スグニウタイテ、サテフシノアルトコロニテフ

シヨウタイテコソ、スグナル中ニキヨウガルフシノキコユルニテハ候ハんズレ。第一スク〳〵トナエヌヤウニうたいて、サテハヤクモナクヲソクモナクカロ〳〵ト行テ、アタルベキモジニハキトアタリ、引ベキモジヲバヨキホドニヒキ、五七〳〵ト行もじヲ、七もじカロクハ五もじハ又シヅカニアルベク候。ヨク〳〵御心エアルベク候。七もじト申テモ、又八九にマデカロキもじモアリ、又三四斗もヲス文字もアル物ナリ。うたひニよりて其心ヲシル物にて候。小うたひを一カキテ其心得ヲ御存ぢあるべく候。

上月ハ山風ぞ時雨ニにほの海　〳〵　波もアワヅノモリミヘテ　ウミゴシノ　かすかにむかふかげなれど　月ハますミのかゞみ山　やまだ山せのわたし舟の　よるハかよふ人なく　共　月ノサソワバヲノヅカラいづらん　舟もこがれておよそ此心えにて候。いづれの哥ゐも、たゞ一くハかろく、一くハをししづむる心なり。大かたをししづめがちにて、哥いがおもくなりやすき物にて候。しやうとくかろきうたひハ、なにとしてもよき事がおゝき物にて候。おもき哥ゐハおもきかたおゝくなる事のミにて候。じやうずハ、かろくしてしかもしづかに、おもき事さのミあるまじく候間、がい分もじうつりをかろく御うたひ候ハゞ、たれ〳〵と御うたひ候共ちがふまじく候。しやうとくおもき哥ゐハ、かろき人とうたひ候へバあとになる物にて候ほどに、がい分もじうつりをかろく、ほどをバしづかにうたひつくる物にて候。かまへて〳〵此事人に仰候まじく候。御目ひとつにて候べく候。

永正八年卯月十六日　信光ゞ

信光の署名の下に花押が無く、その位置に「ゞ」とあるのは、「光」字を崩した花押の略記であろうか。途中から平仮名が混じ、末は平仮名のみになっている点など、信光自筆文書にしては不審な点もあるが、それぞれ説明が可能であるように思われる。

内容について概観すると、「声ツカウ事」の見出しに呼応するのは冒頭の四行のみで、以下、世阿弥の一調二機三声論を敷衍した発声論、扇拍子の心得、文字半の心得、及び後半の文字移りの説とから成り、音曲伝書と言うべきであろう。信光の音曲伝書が他に知られておらず（鼓の伝書で彼の説が投影している例は存在する）、比較によって信光伝書か否かを確かめることができないが、永正頃の伝書に適わしい内容であることは認められよう。一調二機三声論など、天文頃の伝書に見える改竄説とは質を異にし、世阿弥の論旨にほぼ忠実であって、むしろ世阿弥の説を理解するのに役立つと言えよう。「文字半」は、天文以降の伝書に用例を見ない術語のように思われ、本書の内容の古さを示している。全体が候文体の書状形式であるが、同じ形が永正八年奥書の金春元安（禅鳳）の伝書『五音之次第』等に見られる。大鼓が専門とは言え、権守であった信光が音曲伝書を著すに適わしい人物であることも、改めて言うまでもあるまい。あれこれ総合して、本書が信光作の伝書である事は、ほとんど確実と言えよう。

誰にあてた伝書か示されていないが、末尾の文句などから見て、かなり親しい人物あてのものらしい。小次郎元頼家伝来本らしい事からは、元頼の父、信光の子の観世弥次郎長俊（当時23歳位）への相伝ということも考えられる。それにしては内容が一般的で、専門家あての伝書らしくないとの見方もあり得ようが、禅鳳が子の金春七郎氏昭のために書いた『五音之次第』も、質的には本書とほぼ同程度である。なお、永正八年（一五一一）は信光は75歳余、禅鳳は58歳であった。

（42・7・7）